個人事業主の皆様へ（お知らせ）

給与支払報告書等提出時の本人確認について

給与支払者が個人事業主の場合には、総括表及び個人別明細書に給与支払者の個人番号（マイナンバー）を記載することから、給与支払報告書等提出の際に、以下のとおり**事業主ご自身の本人確認（個人番号・身元確認）**が必要になります。

（1）郵送で給与支払報告書等を提出する場合

個人事業主本人の個人番号確認書類（注1）の写し及び個人事業主本人の身元確認書類（注2）の写しを同封してください。

※代理人（税理士等）が郵送する場合は、（4）①②をご確認ください。



（2） 個人事業主本人が市民税課窓口（南棟2階）で提出する場合

提出時に、本人の番号確認書類（注1）及び本人の身元確認書類（注2）の提示をしてください。

（3） 使者が市民税課窓口（南棟2階）へ持参する場合

（1）と同じ　※使者の身元確認はいたしません。封筒に入れてご持参ください。

（4） 代理人（税理士等）が市民税課窓口（南棟2階）で提出する場合

①代理人が税理士の場合

個人事業主本人の番号確認書類（注1）の写し（ただし個人番号カードの場合は両面の写し）、税務代理権限証書及び税理士証票

②上記以外の場合はお問い合わせください。

注1　本人の番号確認書類

・個人番号カード（裏面）・通知カード（氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しているものに限る）・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも個人番号が記載されたもの）**から1つ**

注2　本人の身元確認書類

・個人番号カード（表面）・運転免許証・在留カード・旅券等の官公署等が発行した顔写真付きの書類・年金手帳・健康保険の資格確認書　等 **から1つ**

または

・社員証・身分証明書・住民票の写し　等 **から2つ**

（お問い合わせ先）武蔵野市財務部市民税課市民税係　☎ 0422－60－1823